

広島県告示第八百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一号	サンキ・ウエルビー介護センター竹原	竹原市中央三丁目二番一、二番二号	平成二五年六月二〇日
社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	竹原市中央三丁目八番一号	ほのぼの居宅介護支援事業所	竹原市中央三丁目八番一号	平成二二年四月一五日
株式会社マツオカスプリングブレッジ	府中市上下町上下八五一番地一	グループホーム松花園	府中市上下町上下八五一番地一	平成二五年七月二二日
ケアネット株式会社	安芸郡熊野町呉地五・三三・三二	デイサービスセンターほほえみ	廿日市市前空二丁目一番七号	平成二五年五月三二日
有限会社メデイカルサービス廿日市	廿日市市宮内四二四一番地二	ケアショップひまわり	廿日市市宮内字佐原田四二四一番地の二	平成二四年七月一日
社会福祉法人熊野町社会福祉協議会	安芸郡熊野町城之堀二丁目二七番一、三番一	熊野町居宅支援センターふあみりい	安芸郡熊野町城之堀二丁目二七番一、三番一	平成二四年五月三二日
社会福祉法人熊野町社会福祉協議会	安芸郡熊野町城之堀二丁目二七番一、三番一	熊野町社協訪問介護センター	安芸郡熊野町城之堀二丁目二七番一、三番一	平成二四年五月三二日